



発行 新潟県

第 86 号

令和2年11月10日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1182 令和2年度地籍調査事業計画の変更（農村環境課）
- 1183 道路の区域変更（道路管理課）
- 1184 道路の供用開始（道路管理課）
- 1185 道路の区域変更（道路管理課）
- 1186 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

告 示

◎新潟県告示第1182号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和2年度地籍調査事業計画（令和2年10月6日新潟県告示第1084号）を次のとおり変更する。

令和2年11月10日

新潟県知事 花 角 英 世

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新発田市	新発田市の第5計画区	令和2年5月26日から令和3年3月31日まで
小千谷市	小千谷市の第31-1計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第18計画区及び市街第19計画区	〃
見附市	見附市の第8-2-1計画区・第8-2-2計画区・第9計画区及び第10計画区	〃

村上市	村上市の塩谷(神林第34-2計画区)	〃
燕市	燕市の第43計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第25計画区	〃
妙高市	妙高市の新井地域錦町地区(1-1)	〃
阿賀野市	阿賀野市の第40計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第52計画区・第53計画区・第54計画区・第55計画区・第56計画区・第57計画区・第58計画区及び第59計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第37-2計画区・原虫野再調査計画区その2・虫野再調査計画区その1・虫野再調査計画区その2・第37-3計画区・第39-1計画区・第78-1計画区・第49計画区・第40計画区・第46計画区・第17-2計画区・第17-3計画区及び第58-1計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第12-1計画区・第10計画区・第11計画区及び旧大和町	〃
弥彦村	弥彦村の第40計画区・第41計画区及び第42計画区	〃
田上町	田上町の第7計画区及び第8計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第9計画区・第10-1計画区及び第10-2計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第五計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第107-3計画区・第107-4計画区・第2020-1計画区・第2020-2計画区・第2020-3計画区及び第2020-4計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第11-6計画区・第14計画区・第15計画区・第16-1計画区・第16-2計画区及び第16-3計画区	〃
関川村	関川村の第20計画区及び第30-1計画区	〃

湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第3-1計画区及び湯森林第3-2計画区	〃
---------------	----------------------------	---

◎新潟県告示第1183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年11月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 妙高高原公園線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
妙高市大字関山字妙高山国有林27林班ね小班から	新	7.4～39.4メートル	403.7メートル
同市大字関山字妙高山国有林27林班り小班まで	旧	7.4～39.4メートル	405.0メートル

◎新潟県告示第1184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年11月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 妙高高原公園線
- 2 供用開始の区間
妙高市大字関山字妙高山国有林27林班ね小班から同市大字関山字妙高山国有林27林班り小班まで
- 3 供用開始の期日 令和2年11月10日

◎新潟県告示第1185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年11月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 両津真野赤泊線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市下川茂2350番1から	新	16.5～76.5メートル	252.0メートル
同市下川茂1663番1まで	旧	11.5～43.0メートル	281.6メートル

◎新潟県告示第1186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年11月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 両津真野赤泊線
- 2 供用開始の区間
佐渡市下川茂2350番1から同市下川茂1663番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年11月10日

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年11月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 魚沼ショッピングセンター
所在地 魚沼市吉田字川原1105番 外
設置者 株式会社ウオロク
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出
公告日 令和2年5月12日
- 3 意見の概要
(1) 魚沼市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
令和2年11月10日から令和2年12月10日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年11月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 アクロスプラザ長岡七日町A街区
所在地 長岡市七日町字川原485 外
設置者 第一リース株式会社
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出
公告日 令和2年5月12日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和2年11月10日から令和2年12月10日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年11月10日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 アクロスプラザ長岡七日町B街区

所在地 長岡市福山町字川原427-1 外

設置者 第一リース株式会社 他1者

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和2年5月12日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和2年11月10日から令和2年12月10日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年11月10日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 アクロスプラザ長岡A街区

所在地 長岡市四郎丸町字沖田146番地1 外

設置者 三菱UFJリース株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和2年5月12日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
令和2年11月10日から令和2年12月10日まで

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年11月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 アクロスプラザ長岡A街区
所在地 長岡市四郎丸町字沖田146番地1 外
設置者 J A三井リース建物株式会社
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山717番地1 他1者
（変更後）株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山10717番地1 他1者
- 3 変更年月日
令和2年9月18日 他
- 4 変更の理由
小売業者に変更が生じたため
- 5 届出年月日
令和2年10月26日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
（なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
令和2年11月10日から令和3年3月10日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、臨床検査システムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年11月10日

新潟県立妙高病院長 岸本 秀文

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
臨床検査システム 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和3年3月19日（金）

(4) 納入場所

新潟県立妙高病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県内に営業拠点があること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 949-2106

新潟県妙高市大字田口147番地1

新潟県立妙高病院経営課

電話番号 0255-86-2003

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年12月4日(金)午後4時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年12月11日(金)午前11時00分

新潟県立妙高病院 会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立妙高病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

- ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- イ 詳細は入札説明書による。